

花巻市子育て世帯住宅取得奨励金

花巻市では、子育て世帯の定住を促進するため、市内に住宅を取得(新築・購入)する方に対して、予算の範囲内で奨励金を交付します。

※令和7年4月よりパートナーシップ関係の相手方の子を対象に含めるよう制度の拡充を行いました

対象者(以下の要件を満たす方)



- 基準日に18歳未満の子(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者で対象者の子またはパートナーシップ関係の相手方の子に限る)と同居していること
- ※交付対象者または交付対象者の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠している場合(母子健康手帳の交付を受けている場合に限る)を含む
- 交付対象者がいずれかに該当すること
 - ・ア. 対象者の2親等以内の親族(兄弟姉妹を除く)の世帯と同居又は近居するために住宅取得
 - ・イ. 市が設定する範囲(生活サービス拠点)に住宅取得
- 注1)基準日: 奨励金の対象となる住宅の所有権登記が完了した日
- 注2)同居: 同一の住所に住民登録していること
- 注3)近居: 花巻市コミュニティ地区条例に定めた27地区内に住民登録していること
- 注4)生活サービス拠点: 花巻市立地適正化計画において、居住誘導区域に指定されている範囲、ただし居住誘導区域が設定されていない大迫・東和地域については、花巻市子育て世帯住宅取得奨励金交付要領で定める範囲

奨励金額

30万円

花巻市立地適正化計画において、都市誘導区域に指定されている区域内に住宅取得した方 50万円

大迫・東和地域に住宅取得した方 50万円

※2人目以降の18歳未満の子について、1人あたり10万円を加算

注1: 奨励金については、同居・近居、生活サービス拠点の併用はできません

注2: 奨励金の交付対象者が、花巻市定住促進住宅等補助金の交付要件を満たす場合は、併せて交付を受けることができます

提出書類

- 花巻市子育て世帯住宅取得奨励金交付請求書
- 誓約書
- 奨励金の交付対象住宅に居住する者の住民票の写し(生年月日、続柄を省略しないもの)
- 交付対象者が2親等以内の親族の世帯と同居又は近居するために住宅取得した場合は、2親等以内の親族の世帯の住民票の写し(生年月日、続柄を省略しないもの)
- 交付対象者と2親等以内の親族との続柄が分かる戸籍等(住民票の写しで交付対象者とその親族との続柄が確認できない場合に限る)
- 奨励金の交付対象住宅の建物登記簿の全部事項証明書
- 奨励金の交付対象住宅の新築又は購入に係る契約を結んだ日が分かる書類(契約書等)
- 18歳未満の子がパートナーシップ関係の相手方の子である場合は、パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- 奨励金の交付対象住宅に居住する者全員の納税証明書(市税滞納がないことを証する書面)
- 交付対象者又は交付対象者の配偶者もしくはパートナーシップ関係の相手方が妊娠している場合は母子健康手帳の写し

申請期限

基準日(奨励金の対象となる住宅の所有権登記が完了した日)から6ヵ月以内

移住・定住に関する情報はこちらから！
花巻市移住定住ポータルサイト
「いいトコ花巻」

お問い合わせ

花巻市地域振興部定住推進課

〒025-8601 岩手県花巻市花城町9-30

☎ 0198-41-3516

✉ teiju@city.hanamaki.iwate.jp

